

第1回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会

日 時 令和3年8月2日（月）午前10時

場 所 第2委員会室

次 第

- 1 議長あいさつ
- 2 正副会長の選出について
- 3 審査請求書について
- 4 今後の審査方法について
- 5 その他

令和3年 7月 21日

山陽小野田市議会議長 様

請求代表者

住所 山口県山陽小野田市新有船町19番1号

氏名 杉山晶等

電話番号 0836-83-3732

調査請求書

山陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、調査請求署名簿を添えて、次のとおり調査を請求します。

調査請求の対象となる議員の氏名	山田 伸幸
調査請求の対象となる事由の該当条項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号及び同第5号
調査請求の対象となる事由の内容	①平成30年9月28日の議会における「ブラック企業発言」 ②上記発言をめぐるその後の対応状況 ※いずれも詳細は別紙参照
調査請求の対象となる事由を証する資料の名称(資料は別添のとおり)	別紙に記載のとおり

※山陽小野田市議会議長が、山陽小野田市選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

選挙人名簿登録者であることの確認欄	
-------------------	--

(注) 請求代表者は、自署し、押印すること



第1 調査請求の対象となるべき発言

- 1 対象議員は、平成30年9月28日に開催された議会において、次のとおり発言した。

「この電気事業者についてはですね、私も以前ある方からご相談を受けて、非常に厳しい労働条件、所謂ブラック企業ではないかということで、調査に入ったこともある」

上記発言は、申立人が代表取締役を務める企業が、第三者企業と共同事業体（JV）を組んで落札した市の事業に関して、請負契約を締結することについて、議会の議決を求めることを内容とする議案に関連してなされた発言であった。したがって、上記発言中の「電気事業者」とは、申立人が代表取締役を務める企業（及びJVを組んでいた企業）と理解されるものである。

質問の文脈を確認すれば分かることであるが、上記質問を行う時点において、ブラック企業との発言はまったくもって不要なものであった。このように、対象議員は、議案の審理と関係なく、議会の聴衆をして、申立人が代表取締役を務める企業が、ブラック企業であるとの誤信を与えるかのごとき発言をしたのであり、対象議員によるこの発言は、政治倫理条例第3条第1号に規定する「市民全体の代表者としての品位」に欠けるものである。

また、上記発言は、落札者であるJVを不当に攻撃する内容であり、政治倫理条例第3条第5号の「市が……締結する請負契約……に関し、正当な理由なく特定の者に対して、……不利となる取り計らい」をしたとも解しうる。

- 2 上記発言の補足となるが、対象議員は、上記発言から2年以上が経過した令和3年5月20日、「その後の調査の結果、その会社はJVを組んでいる会社ではなかったことが明らかになった、私の発言が間違っていたので訂正する」と発言の訂正をしている。

第2 調査請求の対象となるべき行動等

- 1 申立人は、上記発言の後、対象議員によるブラック企業発言にお訂正及び謝罪を求めて、種々の抗議活動を行ってきた。

対象議員としても、上記発言は、別の会社を指すものと認識しながら、申立人による抗議活動に対して、ブラック企業発言の訂正等を行うこともなく、過剰に攻撃的な反応を繰り返してきたのである。

自らが誤解を招くような発言をしておきながら、抗議活動を行う者に対して、攻撃的な行動をとった対象議員の行動が、議員としての品位に欠けるものは明らかである。

- 2 抗議活動と対象議員の対応状況

(1) 発言後の抗議

申立人は、対象議員のブラック企業発言の後、対象議員に対して、抗議文を送付した（添付資料1）。

これに対して、対象議員は、郵便を受け取った旨の葉書を返信しただけで、その後、何らの対応も取ることはなかった。

(2) 調停及び対象議員を相手方とする訴訟

対象議員が何らの対応を取ることもしなかつたので、申立人は、対象議員を相手方として民事調停を起こした。しかしながら、対象議員は、調停にすら出頭しなかつたので、申立人は調停を取り下げて、対象議員を相手方とする訴訟を提起した。

この訴訟の中で、対象議員は、次のとおり、ブラック企業発言における「電気事業者」とは、申立人の会社を指すものではないと答弁している（添付資料3の4頁参照）。

対象議員を相手方とする裁判については、対象議員の発言が、「職務を行うについて」なされたものであるか否かが主たる争点となっており、一般質問の場でなされた発言である以上、職務関連性は認められるものであり、国家賠償法の解釈上、対象議員個人は、個人として責任を負わないとの判断が下されている。

そのため、現在、山陽小野田市を相手方（被告）とする国家賠償請求事件を提起しており、この事件は、山口地方裁判所に係属している。

(3) 法廷外の抗議活動及び対象議員による反撃

申立人は、上記法廷闘争以外にも、対象議員の発言が不適切である事を市民に訴えるべく意見広告を出すなどの行動を取っている（添付資料4）。

対象議員は、この抗議活動に対して、過剰に攻撃的な反応を示している。具体的には、対象議員の広報誌において、申立人の企業を名指して批判したり、申立人の抗議活動を、言論封殺であるなどとして、申立人企業の本店付近で、申立人企業を批判する街頭演説まで行うに至っている（添付資料5、7、8）。

対象議員が、抗議活動に対して批判的な攻撃を繰り返すので、申立人は、対象議員に宛てて公開質問状を送付した（添付資料9）。しかしながら、対象議員からは、期限を徒過した現時点において、何らの回答もなされていない。上記のとおり、対象議員は、申立人の抗議活動を言論封殺であるなどとして批難しながら、申立人が公にした質問に対して、一切応答しようとしないのである。このように、対象議員は、市民からの批判に対して、耳を貸すことなく、とにかく攻撃的に批判を繰り返すことで、批判等をつぶそうとするのである。

(4) 議会運営委員会への陳情

申立人は、対象議員の上記発言を不適切なものであり、これを放置する議会にも問題があるとの思いから、議会運営委員会に対して、陳情書を提出している（添付資料6）。

この陳情に関連して、議会運営委員会では、申立人及び対象議員を参考人として呼び出し、双方の主張を聴取した上で、対象議員の発言は不穏当発言に当たるものであり、次の議会において、議長から口頭注意を受けることが決定されていた。

3 発言の訂正

対象議員は、令和3年5月20日に開催された本会議において、上記発言の訂正を行うに至っている。これは、これに先立つ議会運営委員会で、上記対象議員の発言が不穏当発言であると認定されて、本会議冒頭において、口頭注意を受けることが予定されていたからではないかと思われる。

4 しかしながら、対象議員は、自らがしたブラック企業発言に対してのみならず、こ

に対する抗議活動を行う申立人企業を批判的に攻撃しておきながら、一切の謝罪を述べようとしないのである。

政治家として、自らの発言の不適切性を訂正し謝罪することは、自らが誤った発言・行動をとったことを認めることにほかならないため、容易ではないのかもしれないが、本件のように、対象議員の意図したものと異なる伝わり方をしているような場合には、直ちに発言の趣旨を釈明し、誤解を与えたことを謝罪すべきである。

対象議員は、当初より、議員として行った発言であり、不当なものではないとの見解を主張してきていたが、議員として発言権が確保されている以上、自らの発言には細心の注意をはらうべきであり、発言により予期せぬ被害を被った市民が存する場合には、直ちにこれを救済すべく、発言の訂正・謝罪をしなければならない。

以上のとおり、対象議員は、不穏当発言を行いながら、これを訂正せずに2年以上放置し、さらには、発言の訂正及び謝罪を求める申立人に対して、抗議活動自体が不当なものであるかのごとく批判的に攻撃を繰り返してきたのであり、このような行動は、議員としての品位に欠けるものである。

第3 終わりに

以上のとおり、対象議員の発言及びその後の行動は、政治倫理条例第3条第1条及び同第5号に該当するものと考えますので、政治倫理条例第5条の規程に基づき調査を請求します。

添付資料

- 1 抗議文
- 2 葉書
- 3 答弁書
- 4 意見広告
- 5 明るいまち (NO. 784)
- 6 陳情書
- 7 明るいまち (NO. 788)
- 8 明るいまち (NO. 791)
- 9 公開質問状

~~甲第 7 号証の 1~~

抗議文

平成 30 年 10 月 23 日

〒 7 5 6 - 0 8 5 4

山口県山陽小野田市叶松二丁目 5 番 1 号
山田伸幸殿

〒 7 5 0 - 0 0 5 3

下関市大平町 2 番 6 号

沖田法律事務所

太陽産業株式会社代理人

弁護士 沖田 哲 義

弁護士 神邊 健 司

電話 ・ 083-233-0412

FAX ・ 083-224-1339

前略 当職らは、太陽産業株式会社（以下「依頼会社」という。）の代理人として、貴殿に対して、次のとおり抗議致します。

- 1 貴殿は、山陽小野田市の市議会議員として、平成 30 年第 3 回（9 月）定例会の議案として上程されていた議案第 88 号「東下津地区内水対策整備工事（電気機械設備工事）請負契約の締結について」（以下

「本件議案」という。) に関し、平成30年9月28日に開催された議会において依頼会社の名誉を毀損する発言を行いました。

具体的には、貴殿は、議会の場において、

「この電気事業者についてはですね、私も以前ある方からご相談を受けて、非常に厳しい労働条件、所謂ブラック企業ではないかということで、調査に入ったこともある」

などとして、上記契約の相手方である株式会社安川電機及び依頼会社がブラック企業であるかのごとく非難しております。

2 上記のような表現は、議会における表現・討論活動の自由に鑑みたとしても、到底看過しがたいものです。現実には、依頼会社に対しては、関係取引先等から、依頼会社はブラック企業なのかなどと問い合わせがなされております。

さらに付け加えますと、貴殿が議会の場において発言していた調査自体も、依頼会社はもちろんのこと株式会社安川電機においても実施されていないとのことでした。また、貴殿が前提にしておりました、山陽小野田市との取引についてですが、依頼会社は山陽小野田市を拠点とする事業者であり、これまでも山陽小野田市との間で、数

多くの取引実績があります。

以上のとおり、貴殿の上記発言は、不必要に依頼会社及び株式会社安川電機の名譽を毀損するものであるにとどまらず、何等の裏付け調査も行わないものであり、違法の誹りを免れないものです。

- 3 以上のとおり、貴殿の上記発言は、依頼会社の名譽を毀損する違法なものです。依頼会社は、貴殿の上記発言によって、名譽を毀損されておりますので、貴殿に対し、これを回復するために、公の場において、上記発言を取り消すとともに、謝罪することを求めます。

なお、公に謝罪する場合には、その日時場所方法について、事前に当職らまでご連絡いただきますようお願いいたします。

- 4 本件については、当職らが全面的に委任を受けておりますので、今後、本件に関しては、当職ら宛て書面にて連絡を取るようお願いいたします。

草々

この郵便物は平成 30 年 10 月 23 日
第 [] 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



10月23日に郵便を

受け取りました。

756-0854

山口県山陽小野田市

叶萩スーパ

山田伸幸

~~甲第12号証の上~~

10/9
厚達

令和元年(ワ)第101号 損害(名誉)回復請求事件

原告 太陽産業株式会社

被告 山田 伸幸

答 弁 書

2019(令和元)年10月2日

山口地方裁判所宇部支部 御中

〒750-0016 下関市細江町1丁目6番1号

下関第一法律事務所

電 話 083-228-2070

FAX 083-228-2077

被告訴訟代理人弁護士 白 井 俊 紀



代印

〒751-0823 下関市貴船町3丁目1番1号 下関中央ビル

弁護士法人ピース 下関中央法律事務所(送達場所)

電 話 083-232-7167

FAX 083-235-0162

被告訴訟代理人弁護士 田 川 瞳

同 大 塚 奈 津 子



第1 訂正後の訴状「請求の趣旨」に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 訂正後の訴状「請求の原因」に対する認否

- 1 請求の原因1
認める。
- 2 請求の原因2

(1) 請求の原因2 (1)のうち、被告が山陽小野田市の市議会議員として、

平成30年第3回(9月)定例会の議案として上程されていた議案第88号「東下津地区内水対策施設整備工事(電気機械設備工事)請負契約の締結について」に関し、平成30年9月28日に開催された議会において「この電気事業者についてはですね、私も以前ある方からご相談を受けて、非常に厳しい労働条件、所謂ブラック企業ではないかということで、調査に入ったこともあるんですが、えー、そういった企業がこういう新たな市場獲得のために、低価格入札をするのは本当にいかがなものかと、いう風に思うわけですが、えー、この企業の実績等については、えー、何か報告等があったのでしょうか。」と発言したことは認める。

しかし、原告の名誉を毀損するような発言を行ったこと及び「新たな支持を獲得のために」と発言したことは否認する。

後述のとおり、被告が発言した「電気事業者」とは、原告のことではない。

- (2) 請求の原因2(2)のうち、第1段落は認め、第2段落中第1文は争い、第2文は否認する。

被告は、「電気事業者」と述べたにすぎず、原告や訴外株式会社安川電機のことを名指ししていない。したがって、「電気事業者」という抽象的な表現から傍聴者等の第三者が原告のことを意味すると当然に理解可能とはいえない。

また、上記のとおり、被告が述べた「電気事業者」とは、原告のことではないため、被告は原告のことを非難していない。

- (3) 請求の原因2(3)のうち、第1段落中第1文は争い、第2文は不知。第2段落は、原告及び訴外株式会社安川電機に対する直接の調査を行っていないという点では認める。第3段落中、第1文は否認し、第2文は認め、第3文は不知、第4文は争う。

被告は、電気工事の入札では、最低制限価格がないため、原告及び訴外株式会社安川電機の落札価格が予定価格の6割以下の価格であったことから、工事の品質が設計通り保てるのか疑問に思うとともに、公契約条例のない山陽小野田市においては、訴外株式会社安川電機の労働者や下請け労働者の賃金にしわ寄せがきて、生活が脅かされるのではないか

と危惧したことから、議会において発言したのである。また、原告が新たな取引を獲得するために不相当な価格で落札したなどと決めつけているわけでもない。そもそも、被告は、原告のことを述べているわけではない。

(4) 請求の原因 2 (4)

争う。

3 請求の原因 3

争う。

4 請求の原因 4

(1) 請求の原因 4 (1)

ア アは認める。

イ イのうち、第1段落は認め、第2段落第1文中、被告が調停において正当な発言であることを内容とする答弁書を提出したことは認め、調停期日へ出頭しなかったことは否認する。第2段落第2文中、原告が調停を取り下げ、本訴を提起したことは認め、原告が調停での解決は困難であると考えたことは不知、被告が何らの調査も経ずに行った名誉毀損発言を正当であると主張するのみで、調停期日に出頭しようともしていないことは否認する。

被告は、第1回目の調停期日は、議会関連行事の期日と重なっていたため出頭できなかったが、正当な理由に基づき出頭できない旨連絡した。被告は、第2回目の調停期日には、出頭したが、その席上で裁判官から、原告が調停申立てを取り下げたことを伝えられた。

(2) 請求の原因 4 (2)

第1段落は不知、第2段落は認める。

5 請求の原因 5

争う。

第3 被告の主張

1 被告個人が責任を負わないこと

答弁書第2の2(1)のような発言は、山陽小野田市議会議員である被告

が、平成30年9月定例会において、市議会における質問として行ったものであるから、公務員が職務として行った行為であることは明らかである。公権力の行使にあたる公務員がその職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を与えた場合には、国または公共団体がその被害者に対して賠償の責めに任ずるのであって、公務員個人は民法上も国家賠償法上もその責任を負わない(最高裁判所第三小法廷昭和30年4月19日判決)。したがって、本件で被告に個人責任を問うことはできない(大阪地方裁判所平成18年9月22日判決-乙1)。

2 本件発言の適法性

(1) 本来、民主主義と地方自治という憲法の基本理念に照らし、地方議会を構成する議員の議会内での発言には最大限の自由な言論が保障されるべきであるから、質疑等をどのような形で行うかは議員の政治的判断を含む広範な裁量に委ねられている(乙1参照)。

(2) そして、被告の発言の趣旨は、以下のとおりである。

ア 被告は、平成29年12月頃、息子に残業代の未払いがあるなどと相談を受けたため、継続的に相談に応ずべく、労働問題に詳しい者から聞き取り調査を行った。被告は、以前より、その相談者の息子は、「安川電機」に勤務していると聞いていたことから、この息子が訴外株式会社安川電機に勤めていると思っていた。被告は、この労働問題に詳しい者からの聞き取り調査に着手したことを、「調査に入った」と述べたのであり、被告が発言した「調査」とは、立入り調査などのことではない。そのことは「原告に対する立入り調査」や「原告に対する聞き取り調査」などと発言していないことから明らかである。実際に被告が相談を受けた人物の息子が勤務していたのは、訴外株式会社安川電機本体ではなく訴外株式会社安川電機の子会社であったが、被告がそのことを知ったのは、平成30年9月定例会の後であった。

イ 上記のとおり、被告が発言した「電気事業者」とは、原告のことではない。被告は、「電気事業者」としか述べておらず、名指しはしていないが、「電気事業者」とは訴外株式会社安川電機のことを指している。

被告は、原告のことを電気事業者ではなく土木建築業者であると認識していた。ただし、このような抽象的な表現では、議会の傍聴者等の第三者が、被告が示している「電気事業者」についてどの事業者のことであるのか認識しうるとはいえない。

ウ また、被告の発言は、「ブラック企業ではないか」という抽象的な評価を述べたのであって、具体的な事実の摘示をしたとはいえない。

(3) そして、被告の発言は、地方議会での質疑応答における発言であり、原告らの落札価格が適正であるかどうかを明らかにするためにした質問であり、公共の利害に関する発言であった。

(4) したがって、以上のような被告の本件発言は、被告に認められた自由な言論に該当することは明らかであり、原告の名誉や信用を毀損したものでないことは明らかである。

以上

【添付書類】

訴訟委任状 2通

許せない！ 山田伸幸 議員の暴言

議員の最低限度の良識と市民の責任

意見広告

発行 令和2年2月

発行 山陽小野田市新有帆町19番1号

発行責任者

杉山晶等

発行にあたり

山田議員の心無い発言によって私も太陽産業株式会社の名誉が大きく傷つけられました。そのことは係争中ではありますが、弊社の主張も併せて「山陽小野田市議会議員」のあるべき姿について訴えたい。市民皆様と考えたいとの思いから今回意見広告の発行を決意しました。

出来事

1、議案提出

山陽小野田市議会平成30年9月定例会に議案第88号「東下津地区内水対策施設整備事業工事（電気機械設備工事）請負契約の締結について」が執行部より提出されました。

2、落札業者

右記1の工事については厳正な入札

が行われた結果、弊社太陽産業株式会社と株式会社安川電機の共同企業体が落札しました。【落札業者所正式名称・安川・太陽共同企業体】

3、委員会審査

上記1に関する事業の是非については、担当する市議会産業建設常任委員会によって慎重に審査されその結果、問題もなく委員会において可決承認されました。

4、山田議員議場で突然の暴言

右記3の結果を踏まえ同年9月28日の本会議場において産業建設常任委員長から審査内容、委員会での可決について説明がありました。そこで山田伸幸氏から次のよう発言がありました。（以下「内議事録より」）

「この電気事業者については、私も以前、ある方から御相談を受けて、非常に厳しい労働条件、いわゆるブラック企業ではないかということで調査に入ったこともあるんですが、そういった企業がこういう新たな市場獲得のために低価格入札をするのは、本当にいかなものかというふうに思うわけですが、この企業の実績等

については何か報告があったのでしようか」とのことでした。

議員は何を言っても許される

うわさ話や陰口はどこにでもあるものです。しかし今回は市議会という公の場での発言です。

弊社は、山田氏に謝罪と訂正を求めましたが、謝罪がないどころか、「議員は何を言っても良い、議員にはその権利が保障されている」との対応でした。

山田議員の無責任発言

①「非常に厳しい労働条件」について何を以って「非常に厳しい」と言っているのか分かりません。「競争入札」ですのその工事を獲得するために、会社としてこれまで蓄積してきた経験や、新たな技法の導入等により落札したものであり、労働条件については適正な環境において働いてもらっております。事実確認の無い決めつけの発言は無責任であり到底納得できません。

②「ブラック企業」について

山田氏は「ある方」からの相談と言われましたが、議場で批判するのであればその根拠を示す責任があるのではないのでしょうか。ブラック企業であれば「労働基準監督署」等、関係官庁の指導なりが入りますが、そのような事実は一切ありません。

③「調査に入ったこともある」について

山田氏が弊社及び安川電機に調査に入った事実はありません。さも自分が確認して証拠を握っているかのような虚偽の発言は誠に遺憾です。

④「低価格入札をするのは本当にいかがなものか」について

弊社の落札価格は不当に安いわけではありません。前述①に記述のとおり様々な工夫と努力によって品質の確保をしており、市役所担当部署に対しても説明をしてお理解もいただき、工事完了検査も終え引き渡しをしています。

これらの山田氏の発言は弊社のみならず、自由主義経済を根底から否定するもので、その主張は、噂話と思ひ込みを議場で発信したという幼稚なもので、山田氏は経済活動の意味さえもご理解されて



山田伸幸議員
(市議会ホームページより)

いないようです。

法律以前の問題

議員の山田氏が言われるのですから市議会議員には「自由な発言の権利」が保障されているのでしよう。

しかし問題の本質は、法律論ではなく山田議員に躰レベルの道徳心が無いということとです。人を傷つけたら、相手に「ごめんなさい」が言えないとはどのような躰を受けられたのでしょうか。

市民は泣き寝入り

議員は、市民による選挙で「地域発展」のための活動を委任された「権力者」です。

市民の立場に配慮して発言を慎重にすることや、市民の立場を考慮して、「傷つけたとしたら悪かったね」の一言も言えない人に議員として「権力の行使」を行う資格があるのでしょうか。

自覚のない発言によって傷つく市民は議員特権だからと泣き寝入りするしかないのでしょうか。

選ぶのは市民

未来を決めるのも市民

市民の心を踏みにじる道徳心のない山田氏に街づくりができるとは到底思えません。長期にわたる議員生活に埋まり、権力の座に居座る山田氏のような議員は必要ありません。

このような議員を野放しにしている議会に問題があります。これからの街づくりは行政や議会任せではなく私たち市民も参画していくことが求められています。

山陽小野田市も日々刻々と厳しさを増す中で、「権力者」による「弱者いじめ」などは言語道断です。

街づくり待ったなし

これからの時代は市民が声を出していることが必要です。

その成果は行政や議会が心から市民の声を聴くという姿勢を持つこと、そして私たち市民が「見て学び考え行動する」ことで実現できます。

今こそ、選ぶ責任についても熟考しなくてはなりません。

言葉が通じない？山田 議員の迷走

国語力のない山田議員に困惑

意見広告

発行
令和3年4月

発行責任者

山陽小野田市新有帆町19番1号

杉山晶等

第二号発行にあたり

山田議員の心無い発言によって私も太陽産業株式会社の名誉が大きく傷つけられました。そのため今年二月に意見広告の発行を決意し配布いたしました。山田議員には私どもの主張が全く通じないどころか、山田議員の言動はさらにエスカレーターし困惑しております。

市民としてできること

どうすれば山田議員に伝わるのか、どうすれば市民の声が届くのか分かりません。

私たち市民にはこのような形でしか声を上げることができません。

前回の意見広告後に山田議員は何の反論も申し入れもありません。完全に無視したまま、「明るいまち」で反論していません。



山田伸幸議員
市議会ホームページより

しかもその反論は、理論だてされたものではなくお粗末で市民を騙す嘘の内容でした。

このような経緯から大変残念な思いではありますが改めて意見広告を配布させていただくことといたしました。

裁判での名誉棄損には

当たらないは「嘘」の記事

山田議員は「明るいまち」で「裁判で名誉棄損にあたらない」との判決が出ている」と意に介しません。

しかしそれは嘘で、自己保身のために市民を騙す記事となっています。

裁判では名誉棄損であるかどうかの判断はされておらず、判決は「名

誉棄損であっても議員個人はその責任を負わない」というものでした。

議員は何を言っても許される

この判決の意味を弁護士に確認した。

「どのような発言内容であっても山田議員個人に責任はなく、議会を組織している山陽小野田市の責任であること。また議員のそのような不適切な発言があった場合は、議会がその議員に対しての措置をとることが通常であるということ、この判決は名誉棄損の発言かどうかについて一切触れられていないものです。」とのことでした。

裁判ではブラック企業発言についての判断はされていません。

山田議員は嘘までついて

どうしたいのか

前述のように山田議員個人の責任を問えないことから、名誉棄損の認定を求めて山陽小野田市を相手方として裁判を起しています。

山田議員はすべての裁判が終わっているかのように言っていますが、

山田議員の発言のために山陽小野田市と裁判が継続しているにもかかわらず、「裁判は終わった」と嘘をついています。自分のために市が訴えられているのに、すべて終わっているとの嘘は、あまりにもいい加減で無責任だと思っています。さらに前述のように名誉棄損はなかったという嘘、山田議員の何を信じられるのでしょうか。

もう良いお歳でしょう？その場しのぎの嘘はいい加減にしてください。

私どもの目的

私どもは名誉棄損で慰謝料を欲しがっているわけではありません。

何度も言いますが法律の問題では無いのです。名誉棄損かどうか等どうでも良いんです。そうじゃなく、人として嫌な思いをさせたことに対して、たった一言、「済みませんでした」が欲しいだけです。

しかし現時点でも、全く無視の状態が続いています。

陳情書提出

私どもは納得できず、山陽小野田市議会に陳情書を提出しました。

それは山田議員のように調査もせず

「いち民間企業のことをブラック企業」というような不適切発言があった場合の議会としての対応がしっかりしていないのではないかと、議会という組織として対応を取っていただきたい旨の陳情です。これについては市議会において今後審査されるということです。



3月19日と3月26日

会社のそばでの
街頭演説の写真です。

エスカレートする

弱い者いじめ

私どもの行動が山田議員の逆鱗に触れたのでしよう。謝罪どころかスピーカーを通して弊社を名指しで何度も何度も街頭演説を行っているのです。

いち民間会社である市民を名指しで批判し、追い込み、いじめることが市会議員のとるべき行動でしょうか。

誰か助けてください！

山田議員の人間性

この弊社近くでの街頭演説はバス停に車両を停めて行っていました。ご承知のとおりバス停は駐停車禁止で、道路交通法違反です。

警察沙汰にならないならバス停を使っても良いのでしょうか。

名誉棄損等法律に違反しないなら市民を冒とくしても良いのでしょうか。

法律に触れなければ謝らなくても良いのでしょうか。全ては人間性の問題です。

聞くところによると、山田議員は叶松第四の自治会長をされているようで、色々心配になります。

私は幼少時代によく親から言われたものです。「嘘つきは泥棒の始まりだよ」

山田議員に公開質問状

このままでは先が見えませぬので、弁護士と公開質問状を作成中です。

近日中に山田議員の信を問いたいと考えております。

山田議員の不穏当発言を認定

市議会は弊社の主張を全面的に支持

意見広告

発行
令和3年4月
第三号

発行責任者

山陽小野田市新有帆町19番1号

杉山晶等

議会に参考人として

出席した山田議員

私が市議会に陳情書を提出していた件が市議会の議会運営委員会において四月十三日に審査されました。

前段で山田議員が参考人として出席して私の主張に対しての反論を行う機会が持たれました。

山田議員は、相変わらずの法律論で「問題ない」、また「名誉棄損にあたらぬ」との旨の主張が繰り返されました。

私が参考人として主張しました「法律ではなく人としての責任問題」については全く触れることなく、その主張は終わることとなりました。

議会は裁判所ではない

その後、山田議員は退席し議会運営委員会でも山田議員の不穏当発言が審査される中で、ここは議会であり



山田伸幸議員

市議会ホームページより

裁判所ではない。ゆえに裁判内容については審査すべき対象ではないとの市民感覚に則った方向で審査されることとなりました。

納得いかない山田議員

山田議員は参考人として、裁判で決着がついていること、名誉棄損にあたらぬとの判決もあることの二点を主張していましたが議会で置ける審査においては全く意味をなしませんでした。

漏れ聞こえたところによると、未だに山田議員は納得できていない様子とのこと。

矛盾する山田議員の答弁

また委員からの質問への回答として山田議員は、ブラック企業発言に

ついて「太陽産業のことではなかったので訂正をするつもりだった」と発言。

また「太陽産業のことではなかったので訂正しようと思ったが議会が閉会していたので手続き的に無理だった」との答弁がありました。

要するに山田議員は、「何も問題ない」と主張する一方で、この「ブラック企業」発言には問題があったと認識していたことを認めるという矛盾が明らかになりました。

自浄作用発揮の市議会

この四月十三日の議会運営委員会最終的に山田議員の「不穏当発言」が正式に認定されました。

議会運営委員会は他の委員会と違い物事を決定する場合は多数決ではなく全会一致出なければ議決できないというルールだそうです。

この度の山田議員の「ブラック企業」発言は過半数ではなく、議会運営委員会の全員賛成によって「不穏当発言」が認定されました。

山陽小野田市議会の良識と市民の声を真摯に受け止める姿勢に感謝いたします。

今後の取り扱いについて

委員会での話によりますと、この件は議長から議会運営委員会に諮問されたもので、本日四月十三日の委員会では「不穏当発言の認定」という答申を議長に報告することになるとのことです。

それを受けた議長は五月の本会議の場において山田議員の不穏当発言があった旨の認定を宣言されることになるのとのことでした。

「みっともない」と市民の声

「ブラック企業」発言の時もそうですが山田議員は、頻繁に「ある人が言っていた」、「市民の声がありました」との発言をされていますので、今回はこちらから市民の声をお伝えします。

『山田議員に対し委員から「これはまずかったな」という思いはなかったか」との問いに対して、裁判で名誉棄損には当たらないとの判決が出ているので問題ないとの答弁がありました。その委員は法律の名誉棄損ではなく「悪いことしたな」という思いはなかったのかを聞いていたのですが、山田さんの答弁はあくまでも法律論を繰り返すばかりで、大変みっともなく醜態をさらしていた』との意見も届いています。

裁判で決着済みは嘘

山田議員はしつこく弊社の前でも街頭演説を行い弊社批判をする中で名誉棄損は決着済み、「明るいまち」でも裁判で決着済みとの主張を繰り返していますが、名誉棄損については山陽小野田市を相手方として裁判のさなかにあり判決は出ていません。

この山田議員の嘘は支援者の皆さんへの言い訳か、自己保身のためには高裁判決を上手に利用しているのか理由は定かではありませんが、嘘をついていることは明らかで山田議員のボロが次々と出てきます。

委員会を確認

今回の議会運営委員会の記録はYouTubeでどなたでも見ることが出来ます。

市議会のホームページにカレンダーが出ています。その下の「委員会中継・録画」をクリック「YouTube配信ページ」をクリック、表題に四月十三日議会運営委員会とありますのでそれをクリックすれば見ることが出来ます。

この議会運営委員会を見ていただき今回の山田議員の「不穏当発言」についての審査内容をご確認いただければご理解

いただけると思っております。

ご不明な場合は山陽小野田市議会事務局にお問い合わせいただければ親切に教えていただけますのでぜひご覧ください。

山田議員の人間性

私もはたった一言、「済みませんでした」が欲しかっただけです。

何故、かたくなに拒否されているのか、只々残念でなりません。

山田議員に公開質問状

前回の意見広告で「公開質問状」について触れましたのでそのご報告です。

弁護士にも相談し山田議員に公開質問状を出しました。山田議員は山陽小野田市議会所属ですので議会の問題として市議会の代表である小野議長を通して出させていただきました。



上のQRコードで
ご覧ください。
公開質問状の全文です。

月1万円も賃下げ 市の非正規職員を対象 たった1年で労働条件が大幅に変更

1月8日付けで、市の会計年度任用職員に対して、「任用形態の変更」のお知らせが配布されました。

対象とされたのが、市役所本庁と総合事務所及び図書館勤務の職員で、フルタイムからパートタイムへの変更です。

これまでの勤務時間は7時間45分だったものを30分減らし、7時間15分とするものです。

1日あたり30分の時短となり、その分賃金が約1万円カットされるのです。

今年度アップしたばかり

実は今回対象とされた職員は、今年度から会計年度



任用職員の適用を受け、賃金のアップや共済組合への加入ができたり、退職手当の受給権など多くのメリットを享受できるはずでした。

なぜ変更された

今回の変更の理由については、市の人事課は「各課とヒアリングした結果、勤務時間変更が可能であると判断した」

このような回答でした。人事課との相談会に参加した職員の質問に「コロナの影響で財政が苦しいことからの賃金カット」と答えたと言います。

順番が違う！

賃下げをするなら、それなりに理由と行うべき順番があります。今回は一番弱い立場の人たちへの狙い撃ちとしか言い様がありません。今回の不公平なやり方は許せません。

山田議員を対象としたビラが配布 すでに地裁、高裁で決着済みの事件

2月5日から6月にかけて、山田議員の議会での発言を取り上げたチラシが地域に配布されました。配布した責任者は、昨年、判決が下った建設業者の名が書かれていました。

このチラシには昨年決着した裁判のことが書かれていますが、相手業者から山田議員の発言が「名誉毀損」にあたるとして、現金の支払いや謝罪広告の掲載を求めたものでした。

裁判の結果はすでにお知らせしたとおり、山口地裁「名誉毀損に当たらない」との判決が確定しました。

宇部支部の判決では、山田議員の発言には「責任が及ばない」との判決でした。

地裁の判決を不服として相手業者が上訴した広島高裁では明確に「名誉毀損に当たらない」との判決が確定しました。



山田議員は次のように語っています。

「私は市議会議員として市民の暮らしや権利を守るために活動し、議会でもこの立場で発言を行ってきました。今後市民の声を市政に届け、暮らし福祉の守り手、身近な相談役としてがんばってまいります。」



日本共産党 オンライン演説会の視聴会

共産党の志位委員長のオンラインによる演説を皆さん一緒に視聴しましょう。

感染に配慮し、視聴人数を18名までとしますので、事前に山田議員まで申し込んで下さい。

2月23日(火・祝)午後1時~
きらら交流館 研修室

陳 情 書

件名 山田伸幸議員の不適切発言から見る議会、議員の在り方について

要旨 山陽小野田市議会は、平成 30 年 9 月定例会 9 月 28 日の本会議場での山田伸幸議員の不適切発言を議会の問題として捉え、今後の再発防止に努めていただきますよう下記 5 項目について陳情いたします。

記

- ① 議長は、議場における議員の発言が適切であるかチェックし必要に応じて適切に対処すること
- ② 議長以外の議員は、議場等における不適切な発言については疑義を唱え対処すること
- ③ 議会は、議員の議場及び委員会等での発言について裏付けのない事案についての断定的な表現や誤解を受ける表現によって善意の第三者を傷つけることがないように留意することを徹底すること
- ④ 議会は、法的な問題は別としてこの度のような事案で議員が市民等を傷つけたときはその大小に関わらず「ごめんなさい」と謝罪する道徳的指導を全議員対象に行うこと

以上

理由 議会は、議員という権力を持つ者の心無い発言により傷つく市民がいることを認識し今後このような問題が再発しないよう今一度襟を正すことが求められています。この問題は、議長の議事整理権という短絡的なものではありません。その場にいた議員誰一人からも問題の指摘がなかったことも問題であり、これは全議員すなわち議会の問題として捉えなくてはなりません。その上で今後のより良い議会運営のために具体的に取り組むことが必要であると考えております。

※尚、参考資料として陳情者が発行しました意見広告を添え提出いたします。

令和 3 年 2 月 9 日

陳情者 山陽小野田市新有帆町 19 番 1 号
杉山 晶等

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様



山陽小野田

明るいまち

2021/3/14
No.768

発行 日本共産党山陽小野田市会議員
山田議員 83-6990 In/Fax
連絡先 携帯電話 090-3373-8457
山陽小野田市川松2-6-1



日本共産党山田議員への理不尽な発言封殺に 議会運営の正常化を議長に申し仕入れ

太陽産業、Yフーズが山田議員の正当な議会活動に難くせー
小野議長は断固とした議会運営を貫け!!

3月議会に市内の企業から、山田議員の発言封殺を狙った策動が相次いでいます。山田議員は、8日に小野議長に対して議会運営の正常化を申し入れました。

裁判で決着済みの問題を再度、議会への陳情という形をとってきたのが太陽産業です。太陽産業はこれまでに、山田議員の本会議での発言を自社への無責任な攻撃と捉え、議長への抗議、調停さらに裁判に訴えてきたものです。

すでに宇都地裁、広島高裁と2度にわたり、山田議員の主張を認め、「名誉毀損に当たらない」と決着していました。

太陽産業は、裁判で決着がついた問題を性懲りもなく蒸し返し、山田議員の評



判を落とすことだけを目的に山田議員の地元周辺だけに配布された悪質なビラを添付して陳情書を提出してきました。3月3日に議会運営委員会において陳情書を提出した本人が議会に出席し参考人として意見を述べていますが、その中で山田議員が不適切発言を繰り返し、議会では誰もそれをすくさま、とがめていないと決めつけています。

Yフーズが抗議文

3月2日には、4月から地方卸売市場の開設者となることが予定されているYフーズから、議長宛に抗議文が提出されました。

抗議文は2月22日の本会議で山田議員が市場問題の議案に関連する質疑を捉え、これをYフーズへの

「群衆中傷」「不穏当な発言」と決めつけた上で、3月10日の議案採決までに結論を求めています。

この抗議文はYの字が手書きであったり、住所の書き方が他のYフーズが作成した文書と明らかに違います。会社外の誰かが作成したもののなか?

議長が謝罪を要求?

さらに問題なのは、抗議文の内容に沿って、議長が山田議員に対して、発言の取り消しと本会議場での謝罪を求めてきたことです。

本来ならば、このような議案に関連する会社からの抗議文を議長が受け付けること自体が問題です。

議長は、事業者のいかにその言い分が正しいかに求めるようなことがあってはならないと述べています。

議長は山田議員の発言の取り消しを求め、謝罪の旨を全文を示して「断固とした」が、「これが問題なのを具体的に示す」とはありませんでした。

山田議員の発言は議員審査のために事前に審査する業者の「発言の自由」を認め、取材をした上で決めたものであり、断固としたものである。

太陽産業とYフーズのやってきたことは、議員の自由な発言封殺を目的としたものであり、これを認めることはできません。

議長に申し入れ

こういった事実経過を問題視し、山田議員は議長にも相談し、3月8日、小野議長に対して議会運営の正常化を求める申し入れを行いました。議長は「断固とした」は副議長も立ち合っており、申し入れの全文は必ず面に掲載しています。

2021/3/8

山陽小野田市議会 議員 小野 泰 様

日本共産党山陽小野田市議会議員 山田伸幸

市議会運営正常化の申し入れ

市議会の運営に尽力されていることに敬意を表します。

3月2日付けで、私の発言をめぐって市内企業から私を名指した抗議文が提出され、これを議長は受理されました。その後、議長は私に対して、この抗議文に従って発言の取り消しや議場において謝罪をするように求められましたが、私はこの小野議長の提起を拒否いたしました。

この一連の経過に関しては、下記のように看過できない重大な問題点があります。

議長におかれましては議会内での議員の発言を抑制し、理由もなく謝罪を求めるようなことがないように申し入れます。

記

1, そもそも、議員の議会内での発言は、見過ごせないような不規則発言でない限り、議長職権により会議録からの削除・抹消などできる基準はありません。

2, 私の発言を問題として抗議文を提出した関係業者は、本議会に提案されている議案の関係法人です。私は議案に関連して、この議案を可決すべきものであるかの判断をするために、仲買人への訪問聞き取り調査をおこなった上で、この関係業者の社員が「保証金なしでも取引ができる」と一部仲買人に約束して回っている事実をつかみ、議案提案時に関係の質疑をおこなったものです。議長は私に対して、どこが議案質疑として見過ごせないような発言であるかを明らかにすることもなく、発言の削除を求められました。どこに削除しなくてはいけないような、重大な問題発言があったのでしょうか。

3, この発言は、私の独自調査で不公正・不公平な扱いがあることが明らかになりましたので、議案を提出した市長に対して一連の問題点を質したのであります。

議案に関連した法人からの抗議文を、議長が受け付けることが正しいことだったのでしょうか。

4, 議長は、このような問題点がある一連のことに、私に一般質問の冒頭で謝罪を求められました。問題点の指摘がされていないにもかかわらず、なぜ謝罪をするように求められたのでしょうか。

5, 今回の問題で、他の議員から「発言は削除されるのが当然」との意見が私にありました。議長は、議長による本会議場の議事整理権にもとづいて、議長職権により発言の取り消しはできると考えておられるのでしょうか。そのように捉えておられるのであればその根拠を示していただきたい。

以上

議会改革を取り組んできた山陽小野田市議会として
ふさわしい活発な議論ができる議会運営を！



山陽小野田

明るいまち

2021/4/4
No.791

発行 日本共産党山陽小野田市議員
山田議員 83-6990 Tel/Fax
連絡先 携帯電話 090-3373-8457
山陽小野田市叶松2-5-1



市役所前で山田議員名指しの謀略的街頭演説 山田議員が議会内外の策動に街頭から猛反撃

陳情出しているのに、これが会社の方針か？
市役所と議会への業務妨害を公然と！

3月25日の本会議直前に、市役所の玄関前から太陽産業とYフーズから出されている陳情などをネタに、第3者が山田議員を名指して街頭宣伝をおこないました。

3月25日は本会議が開催される日で、本会議前に突然始まった街頭宣伝に多くの議員や市職員などがベランダに出て、この演説を聴いていました。

その後、本会議が始まるとこの人物が傍聴席に陣取り、休憩に入ると山田議員に向かつて

「これで終わりではない、これから始まるのだ。覚悟しとけ」と言い残して立ち去りました。

「執行部からも」まるで脅し」と驚く声が聞かれました。



山田議員が反撃

山田議員は、この暴挙に対して街頭から反撃の訴えをおこないました。

① Yフーズは県に対して市場卸売業者として申請している最中に、会社方針を批判する議員に対して、公然と「処分」を求めると、あからさまな「批判拒否」「意見を言うな」とも言うてくる体質の会社だ。

② その上、先日は市役所の門前で批判する議員を名指して攻撃する宣伝まで行っている。その後には、議会の傍聴席から休憩時間とはいえ、大声を出すなど、市役所や議会の業務妨害を公然とやらかしている。これがYフーズと太陽産業の会社方針なのか。



③ 県から市場卸売の許可が下りなかった問題も、単に「認定がもらえませんでした」だけで良いのか？

市には言わないくせに、ある人物のフェイスブックには「許可が下りなかった理由」を明かしているのに、市や市場関係者には何も言わない。

④ 太陽産業は、山田議員の議会での発言が「名誉毀損」として裁判をおこし、すでに宇部地裁、広島高裁で山田議員が勝訴して高裁では「名誉毀損に当たらない」との判決が下り確定しているのに、それを議会にもちだしてきている。裁判が不服なら、最高裁へ上告すべきであったが、それをせずに議会に持ち出すのは筋違いではないのか。

議会内外から 言論封殺を狙う

この動きは、議会に太陽産業が、すでに裁判で決着済みのものに対して陳情をおこない、Yフーズは議会で審査中の案件に、山田議員がおこなった質疑が「不穏当」として抗議文が送りつけられていました。

これはまさに議会での議員の発言圧殺を狙ったもので、断固許されるものではなく、山田議員はすでに小野議長宛に議会正常化の申し入れをおこなっています。今度は議会外から会社の意を受けたのは、不明ですが連動していることは明白です。

山田議員の談話

山田議員は

「議会内外での発言封殺には絶対に負けられません。多くの市民に訴えて、議会内外での言論の自由を守るために戦い続けます。」
このように語り決意を示しました。

公開質問状

山陽小野田市議会議員

山田伸幸殿

山田議員が山陽小野田市議会議員として、平成30年9月28日に開催された議会において行った下記発言及びこの発言に関連する山田議員の一連の対応について、別紙質問事項記載のとおりご質問申し上げます。

内容をご確認いただいた上で、令和3年5月14日（金）までにご回答を頂戴したく存じます。

山田議員発言

「この電気事業者についてはですね、私も以前ある方から、ご相談を受けて、非常に厳しい労働条件、所謂ブラック企業ではないかということで調査に入ったこともあるんですが、そういった企業がこういう新たな市場獲得のために、低価格入札するのは本当にいかななものかという風に思うわけですが、この企業の実績等については何か報告等があったのでしょうか。」

なお、本書面は、山田議員の議員としての活動の適否を市民に判断していただくべく、市民に公開される形での配布を行っております。

令和3年4月16日

山口県山陽小野田市新有帆町19番1号

杉山晶等

こちらをスキャン⇒



<https://drive.google.com/file/d/18X4x3uTVI7IZyUW88RrK6ZcTrTVv4NAL/view>

質 問 事 項

- 1 山田議員は、裁判の中で提出された書面で、「この電気事業者」とは、太陽産業株式会社を指した発言ではないとご主張されておりますが、これは事実でしょうか。
- 2 山田議員は、「この電気事業者については」「非常に厳しい労働条件、所謂ブラック企業ではないかということで、調査に入ったこともある」と発言しておりますが、弊社及び弊社と共同で入札した会社においても、貴殿から調査を受けたことはありません。いったい、どの電気事業者に対して、どのような調査を実施したのでしょうか。
- 3 山田議員は、太陽産業株式会社との問題について、裁判で決着済みであるとおっしゃっておりますが、現在も、山田議員の発言をめぐって山陽小野田市を被告とした国家賠償請求事件が係属していることはご存じではないのでしょうか。
- 4 山田議員は、みずからの広報誌「山陽小野田 明るいまち（2021年3月14日発行 No. 788）」において、太陽産業株式会社を名指しで「裁判で決着がついた問題を性懲りもなく蒸し返し、山田議員の評判を落とすことだけを目的に山田議員の地元周辺だけに配布された悪質なビラを添付して陳情書を提出してきました。」などと、太陽産業株式会社の抗議活動を「難くせ」と断じております。

(1) 山田議員は、法律に違反しなければ、どのような発言をしても構わないとお考えなのでしょうか。とりわけ、山田議員自身も、地方議会議員の議会内での発言には、最大限の自由な言論が保証されるべきであるから、質疑等をどのような形で行うかは、議員の政治的判断を含む広範な裁量に委ねられていると主張しておりますが、法的責任がない場合には、議員の発言により、市民や第三者を傷つける発言をしても構わないとお考えなのでしょうか。

(2) 山田議員は、裁判において、太陽産業株式会社が問題視しているブラック企業発言について、太陽産業株式会社を指すものではないと主張しておりますが、これまで一切の謝罪や訂正をすることはありません。発言力のある議員が、公の場で誤解を招く発言をしたのですから、公の場においてこれを訂正するのがあるべき姿ではないでしょうか。

(3) 上記のとおり、太陽産業株式会社は山田議員の発言により、市民からブラック企業であるとの誤解を受けたことに対する抗議、是正活動として、貴殿に対して抗議文を送付し、調停、裁判と手続を踏んでおりますが、このような抗議活動を難くせと断じられる謂れはございません。山田議員は、自らの発言が招いた抗議活動に対して、太陽産業株式会社の会社所在地近くで街宣活動をし、太陽産業株式会社を名指しで批判しておられましたが、太陽産業株式会社の活動が法律に違反するというのであれば、ご指摘ください。

また、何故、太陽産業株式会社の抗議活動に対して、山田議員が抗議活動をやり返しているのかについてご説明ください。

以上

○山陽小野田市議会議員政治倫理条例

平成24年3月30日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、山陽小野田市議会基本条例(平成24年山陽小野田市条例第23号)第27条第2項の規定に基づき、山陽小野田市議会議員(以下「議員」という。)が、政治倫理の確立と向上に努め、主権者である市民の負託に応え、良心と責任感をもって政治活動を行い、公正で開かれ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表として、市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、次条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。

3 議員は、政治倫理に反するような事実があるとの疑惑を持たれたときは、自らその疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと。

(2) 市民全体の利益をその指針として行動するものとし、その地位を利用し、社会通念を逸脱する金品は授受しないこと。

(3) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を企業、団体等から受けないこと。また、自身の後援団体についても同様に措置すること。

(4) 市が行う許可、認可等の処分又は行政指導に関し、正当な理由なく、特定の個人又は団体(以下「特定のもの」という。)に対して、有利又は不利となる取り計らいをしないこと。

(5) 市又は市の出資法人が締結する請負契約、業務委託契約、物品購入契約その他の契約に関し、正当な理由なく特定のものに対して、有利又は不利となる取り計らいをしないこと。

(6) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(誓約書の提出義務)

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の誓約を行うものとし、議員となった日から1箇月以内に、誓約書を議長に提出しなければならない。

(調査請求権)

第5条 市民(山陽小野田市選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。)又は議員は、議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項に規定する選挙権を有する者の100人以上の者の連署をもって、議員にあっては議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の調査(以下「調査」という。)を請求することができる。

(政治倫理審査会の設置)

第6条 議長は、前条に基づく調査の請求を受けたとき、又は必要があると認めるときは、山陽小野田市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は委員8人で組織し、議員のうちから議長が任命する。

3 審査会の委員の任期は、議長に対し付託された事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。

4 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(政治倫理基準違反の審査等)

第7条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 調査請求の適否

(2) 政治倫理基準に違反する行為の存否

(3) 政治倫理基準に違反する行為があると認めた場合における審査の請求の対象とされた議員(以下「被審査議員」という。)に対する措置

2 審査会は、前項の審査を行うため、被審査議員又は調査請求をした者から事情を聴取し、又は資料

の提出を求めることができる。

- 3 審査会は、被審査議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 審査会において、被審査議員の行為が政治倫理基準に違反すると認めた場合の被審査議員に対する措置は、次のとおりとする。この場合において、措置をあわせて講ずるよう決することを妨げない。
 - (1) 議場における議長の注意
 - (2) 議場における謝罪文の朗読
- 6 被審査議員は、審査会の審査結果の報告において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を自ら講じなければならない。
- 7 議会は、被審査議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講ずるものとする。
(会議の公開)

第8条 審査会の会議は、原則としてこれを公開する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
(秘密会)

第9条 審査会は、その議決で秘密会とすることができる。

- 2 審査会を秘密会とする会長又は委員の発議については、討論を用いないで審査会に諮って決める。
(審査結果の報告)

第10条 審査会は、その審査を終了したときは、速やかに審査結果を議長に報告しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかにその内容を公表するものとする。
(守秘義務)

第11条 審査会の委員は、その審査及び審査の結果に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(実費弁償)

第12条 第7条第2項の調査請求した者又は同条第4項の関係者が、審査会に出席した場合の実費弁償については、山陽小野田市実費弁償条例(平成17年山陽小野田市条例第46号)の規定の例による。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた議員の行為について適用する。

附 則(平成29年12月7日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

たやり方が工事の品質は保てても、そこで働く労務者、あるいは下請関係者に対するしわ寄せが心配されるんですが、その点での議論はいかがだったでしょうか。

○議長（小野 泰君） 中村委員長。

○産業建設常任委員長（中村 博行君） 先ほど申しましたように、これについてはかなり慎重に調査をされたということです。ちょっと具体的な内容は示しておりませんが、そういった工場での人員の問題等々、その調査の項目の中にありまして、それについてしっかり調査をされた上で監理室のほうに報告されたということでありますので、これについては、執行部の報告どおり理解したということでありませぬ。

○議長（小野 泰君） ほかに御質疑はありませぬか。山田議員。

○議員（山田 伸幸君） この電気事業者については、私も以前、ある方から御相談を受けて、非常に厳しい労働条件、いわゆるブラック企業ではないかということで調査に入ったこともあるんですが、そういった企業がこういう新たな市場獲得のために低価格入札をするのは、本当にいかななものかというふうに思うわけですが、この企業の実績等については何か報告があったでしょうか。

○議長（小野 泰君） 中村委員長。

○産業建設常任委員長（中村 博行君） 太陽産業のほうについての報告はなかったわけですが、安川電機については、もう既に本市のほうで2カ所、3カ所、その事業に携わっているということを知っております。

以上、そのぐらいのことでの報告があったということでありませぬ。

○議長（小野 泰君） ほかに御質疑はありませぬか。長谷川議員。

○議員（長谷川知司君） 今回の入札業者については、当初、JVを組むということで考えていたが、1社しかなかったという

ことで、そのJV業者1社と単独業者を混ぜて入札をされていらっしやいます。このこと自体は、ちょっと入札というか、JVのそのものを考えればおかしな考え方かなと思いますが、この1社でのJVでの入札というのは可能かどうかという協議はされたのかどうか、そこをお聞きします。

○議長（小野 泰君） 中村委員長。

○産業建設常任委員長（中村 博行君） 申しわけありません。その点については協議をしております。

○議長（小野 泰君） ほかに御質疑はありませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野 泰君） これをもって質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野 泰君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号について採決いたします。本件に対する委員長報告は可決であります。よって、本件は委員長報告のとおり決したいと思っております。これに御異議ありませぬか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小野 泰君） 異議がありますので、起立により採決いたします。本件に対する委員長報告は可決であります。よって、本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小野 泰君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり原案可決されました。

ここで、午前中の会議を終わり、午後1時から会議を再開いたしますので、定刻までに御参集をお願いいたします。それでは休憩いたします。



山 選 第 5 4 4 号
令和3年(2021年)7月29日

山陽小野田市議会

議長 小 野 泰 様

山陽小野田市選挙管理委員会

委員長 野 田 武 廣



選挙人名簿登録者の確認について(回答)

令和3年7月26日付け山議第670号で依頼のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 調査請求書に記載された者に係る選挙人名簿の登録の有無
有
- 2 調査請求署名簿に記載された者で、選挙人名簿に登録のある者の数
219人
- 3 登録の有無を確認した選挙人名簿
令和3年6月1日現在の選挙人名簿

